

宮城県保険薬局における賃上げ・物価上昇支援事業

<保険薬局向け>

従業員の処遇改善及び必要な経費に係る物価上昇の影響を受けている宮城県内の保険薬局に対して、負担の軽減を図り、地域において必要な医薬品提供機能を維持することを目的に、予算の範囲内で補助を行います。

1. 事業概要

保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある宮城県内の保険薬局

※薬局開設者が次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- ①国、県又は市町村が運営するもの
- ②暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ③県税に未納があるもの
- ④令和8年1月1日において廃止しているもの
(本事業の申請時点で同年1月2日以降に廃止を予定している場合を含む。)

【注意1】所属する同一グループ内の保険薬局数によって交付額が異なります。

所属する同一グループ内の保険薬局の数	1~5店舗	6~19店舗	20店舗~
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

2. 申請方法等

(1) 第1回申請受付

令和8年2月20日（金）から令和8年3月4日（水）まで

対象：1~5店舗の保険薬局のみ

(2) 第2回申請受付（補助金交付は令和8年度）

令和8年3月6日（金）から令和8年3月27日（金）まで

対象：6~19店舗、20店舗以上、1~5店舗（未申請）の保険薬局

※所属する同一グループ内の保険薬局数は提出書類（3）の内容からご判断ください。

「みやぎ電子申請サービス」（LoGoフォーム）から申請してください。 

※電子メールや郵送、来庁による申請受付は行っておりません。

申請フォーム ([URL:https://logoform.jp/form/GQGB/1458755](https://logoform.jp/form/GQGB/1458755))

・必要事項の入力、必要書類の添付を申請フォームから行ってください。



提出書類（申請時）

(1) 賃上げ支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

物価上昇支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第2号）

- ・令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後の**ベースアップ評価料（※裏面）を届け出る旨の誓約等（賃上げ申請の場合）**
- ・所属する同一グループ内の保険薬局の数の選択 など

(2) 交付申請書兼請求書（様式第3号）

- ・申請者情報・交付申請額・振込口座の記入、誓約事項の確認・遵守

(3) 「保険薬局における施設基準届出状況報告書または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」の写し

※東北厚生局へ届け出た令和7年4月30日時点の薬局数が確認できるもの

(4) 補助金の振込先がわかる書類（預金通帳等）の写し

※通帳表紙と見開き(カタカナの名義・口座番号が記載されている部分)の写し

- ・県内で複数の保険薬局を開設している場合は、保険薬局の開設者が保険薬局ごとに申請してください。
- ・申請者と受取口座の名義は同一名義としてください。

・事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を本補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておく必要があります。

※今回は添付不要ですが、今後の検査（立入検査含む）において提出を求める場合があります。

(次ページに続きます。)

留意事項

宮城県保険薬局における賃上げ・物価上昇支援事業

<保険薬局向け>

【注意2】賃上げ支援交付申請にはベースアップ評価料の届出について誓約が必要です。

※ベースアップ評価料とは

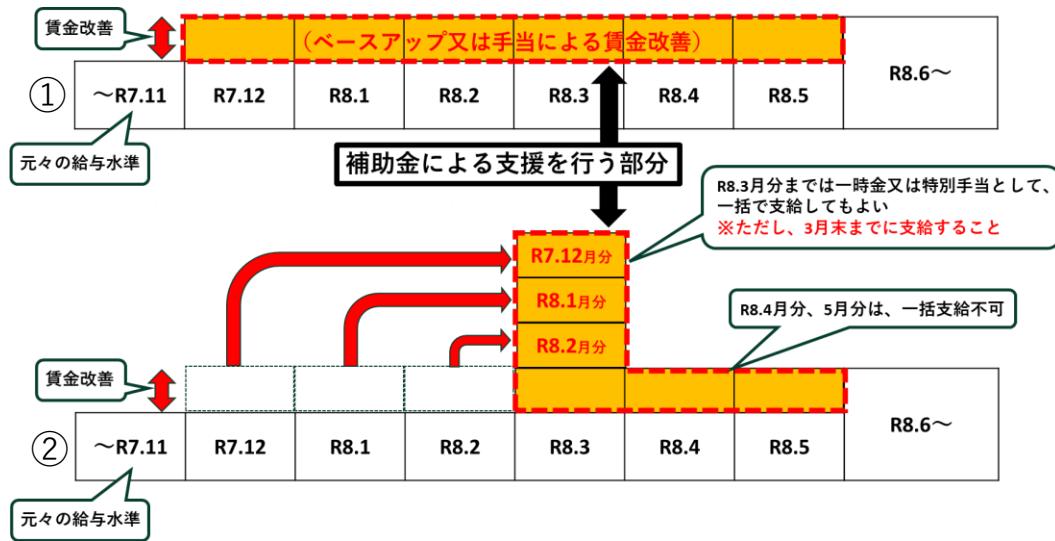
医療機関等を対象に既に導入されている診療報酬のことで、職員の賃金改善を診療報酬でバックアップするもの。令和8年度診療報酬改定から、保険薬局にもその仕組みが導入される予定で、申請には、当該評価料を届け出ていることが必須要件となる。

※原則、本事業の支給額を活用して下記①あるいは②の対応が求められます。

①令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップを実施するとともに、令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持または拡大すること。

②令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金または特別手当を、令和8年3月までの間に対象職員に支給し、4月から5月までベースアップを実施の上、令和8年6月1日以降も今回対象職員に支給した一時金特別手当に相当する水準のベースアップを続けていくこと。

【注意3】令和7年12月から令和8年3月までの4ヶ月分の一時金または特別手当で賃金改善を行う場合（下記図②）は、令和8年3月末までに対象職員への支給が必要です。



【注意4】令和8年8月1日(土)までに実績報告が必要です。

「みやぎ電子申請サービス」（LoGoフォーム）により下記書類を提出してください。

*電子メールや郵送、来庁による報告の受付は行いません。

*実績報告用フォームは、別途県業務課ホームページでお知らせします。

○提出書類（賃上げ実績報告時）

- (1) 補助金実績報告書（様式第6号）
- (2) 【2.0超部分算定シート】（様式第6号別紙）
- (3) 「令和8年6月1日時点の令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の届出書」の写し

本事業は、厚生労働省が示す「令和7年度 医療機関等における賃上げ・物価上昇支援事業」に基づき、宮城県の要綱を制定し、補助金交付を行います。下記URLから国作成の要綱もあわせてご確認願います。

（厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_69485.html）

3. 問い合わせ先

宮城県保健福祉部業務課【対応時間：午前9～12時、午後1～4時（土日祝を除く）】

<電話番号> 022-211-2653 <E-mail> beabukka-yaku@pref.miyagi.lg.jp

本事業の要綱や各種報告様式などは下記URLやQRコードからご確認ください。

宮城県業務課HP：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/baseupbukkar7.html>

